

令和6年度福岡市子育て支援員研修等業務委託に係る提案競技実施要領

1 趣旨

地域型保育事業等の従事者として必要な知識等を修得し、子育て支援員等として家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等に働く人材を確保するため、研修を委託するもの。

2 委託概要

- (1) 委託件名 令和6年度福岡市子育て支援員研修等業務委託
- (2) 委託内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 福岡市

3 総事業費

7,631,000円（※消費税及び地方消費税額を含む上限額）

4 提案内容

以下の項目について「事業提案書」に記載してください

- (1) 子育て支援員研修等の企画内容及び実施方法等
 - ・業務遂行体制及び実施スケジュール（研修対応予定職員等の名簿、体制・組織図等）
 - ・研修スケジュール、研修内容、講師等の詳細
 - ・早回し行為等の不正防止対策
- (2) その他 独自提案

5 業務提供開始までの概略とスケジュール

- (1) 応募者は本募集要領及び別紙仕様書に則り、提案書等を提出するものとします。
- (2) 本市は、「福岡市子育て支援員研修等業務委託選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を組織し、選定委員会において提案内容を審査し、応募者の中で最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者として選定します。
- (3) 本市と最優秀提案者は、仕様の詳細について協議の上、見積合わせを行い両者合意のもと契約を締結します。
- (4) 募集から契約締結までのスケジュール（スケジュールについては、事情により変更する場合があります）。

項目	日程
提案競技参加者の募集開始	令和6年4月10日（水）
質問書の提出期限	令和6年4月17日（水） 17時必着
質問に対する回答	令和6年4月24日（水） 17時までに市HP上で回答
提案競技参加申請書の提出	令和6年5月10日（金） 17時必着
参加辞退届の提出	令和6年5月14日（火） 17時まで
事業提案書等の提出	令和6年5月15日（水） 17時必着

提案説明（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和6年5月20日（月） 13時30分開始（予定）
最優秀提案者の決定	令和6年5月21日（火）以降
契約締結	令和6年5月21日（火）以降

6 参加資格

参加資格は、次のすべてを満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。
- (2) この提案競技の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (3) この提案競技の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 国内に本社又は支社があり、遠方の場合はオンライン会議ができる環境の準備を行うなどインターネットを活用し、支障なく業務遂行できること。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類若しくは電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

※複数の事業者で構成する共同企業体（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、構成員のすべてが、その他の提案者及びコンソーシアムの構成員となることはできません。

※コンソーシアムとして参加する場合は、すべての構成員が参加資格を有する必要があります。

7 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、「質問書」（様式第2号）に記載の上、ご提出ください。

(1) 質問書提出期限

令和6年4月17日（水）17時必着

(2) 提出方法

メールの件名は「【提案競技質問】御社名」とし、電子メールでご提出ください。

（提出先は、7ページ「16 提出及び連絡先」を参照。）

(3) 回答

回答は、令和6年4月24日（水）17時までに福岡市ホームページへ掲載します。

(4) 掲載場所

HOME>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>各所管課が公募する競争入札、
提案競技等>質問と回答

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

8 参加申込

上記「6 参加資格」を確認し、下記のとおり申し込みを行ってください。

参加申請書の提出がない場合は、提案競技に参加できませんのでご注意ください。

(1) 提出期限・方法

令和6年5月10日（金）17時までに、郵送（必着）または持参してください

（提出先は、7ページ「16 提出及び連絡先」を参照。）

(2) 提出書類

以下①～⑧とする。うち、②～④については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている事業者にあつては、②～⑧の提出は不要です。

① 提案競技参加申請書（様式第1-1号）

② 登記事項証明書（法人）

ア 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

③ 市町村税を滞納していないことの証明書

ア 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」及び「住民税の課税額の証明」がなされているものを提出すること。

イ 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の住民税の課税額及び市区町村税に係る徴収金の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

④ 消費税及び地方消費税納税証明書

ア 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

イ 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。国税の納税証明書(提出日以前3か月以内に発行されたもので、(その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納額のない証明用))

⑤ 委任状(様式第1-2号)

ア この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式第1-2号により委任状を作成して提出すること。

⑥ 誓約書(様式第1-3号)

ア 様式第1-3号に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入すること。

⑦ 役員名簿(様式第1-4号)

ア 様式第1-4号に、代表者及び役員(⑤の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

イ この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

ウ 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑧ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

ア 法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

イ 個人の場合は、様式第1-5号をもとに作成のうえ提出すること。

(注意事項)

※必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

※提出書類のうち、③④⑧について、新たに設立された法人等であり、納税に関する証明書等の提出ができない場合は、「申立書(様式不問)」に当該事実の記載及び押印のうえ提出してください。

※コンソーシアムとして参加する場合は、代表事業者を決定し、「共同企業体構成表(様式不問だが、登録事業者名及び押印は必須とする)」を提出してください。なお、代表事業者以外の構成員については、①を除くすべての書類を提出してください。

(3) 提出部数

各1部

(4) 提案競技参加者の決定

市は、提出された申請書に基づき参加資格審査を行い、提案競技への参加可否を各申請者に電子メールで通知します。

9 参加辞退

参加申し込み後、参加を辞退する場合は下記のとおり提案競技参加辞退届（様式第3号）を提出してください。

(1) 提出期限・方法

令和6年5月14日（火）17時までに電子メール、郵送（必着）または持参して下さい。

（提出先は、7ページ「16 提出及び連絡先」を参照。）

10 事業提案書等の提出

(1) 提出期限、方法

令和6年5月15日（水）17時までに郵送（必着）または持参してください。

（提出先は、7ページ「16 提出及び連絡先」を参照。）

※提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとします。

(2) 提出書類

事業提案書等は、全体にわたって事業者名がわからないようにした上で以下①～③の書類を1部にして綴じて提出してください。

①事業提案書（書式は自由、A4サイズ横）

- ・「4 提案内容」について、仕様書や評価表を基に記載してください。
- ・片面10ページ以内（表紙、目次はページ数に含めない。）ページ番号を記載してください。
- ・事前にお知らせする提案者標記名（A社、B社など）を表紙の右上に記載してください。
- ・事業提案書以外の添付書類は、認められません。提出いただいても無効といたします。

②見積書

本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ金額（書式は自由）

経費の内訳については、できる限り詳細に分けて記載してください。

③様式第4「同種又は類似業務の実績表」

該当がある場合は提出してください。

(3) 提出部数

10部

11 選考

(1) 提案説明等

事業提案書等の提出があった事業者を対象に、プレゼンテーション及び質疑を行います。

①日時：**令和6年5月20日（月） 13時30分開始（予定）**

②場所：福岡市市民福祉プラザ6階603研修室（福岡市中央区荒戸三丁目3-39）

③説明：時間は20分（説明15分、質疑応答5分）

④出席者 2人まで

※プレゼンテーションは事業提案書等をもとに行ってください。

（スクリーンやプロジェクターの設備はありません。）

⑤審議

本市が設置する選定委員会で「提案競技評価表」をもとに総合的に審議し、最優秀提案者を決定します。最優秀候補者以外に評価点が基準点（満点の6割）を満たしたものは次点候補者とし、その評価点の高い順に順位づけを行います。

⑥結果通知

令和6年5月下旬に電子メールに添付した文書で提案競技参加者全員に通知予定です。

また、最優秀提案者の事業者名については、福岡市ホームページで公表します。

審査結果に関する質問には回答しません。

(2) 選定基準

「本研修の実施能力」、「研修内容、講師の選定」、「事業運営計画の確実性」等の視点から選定を行います。

1 2 提出書類の取り扱いについて

- (1) 提出書類に不備がある場合は受付できないことがあります。
- (2) 提案書類の提出後の内容変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字の場合はこの限りではありません。
- (3) 提出書類は、理由を問わず返却しません。
- (4) 書類の提出等に係る費用は申請者、提案者の負担とします。
- (5) 提出書類は、審査及び契約手続きを行う上で必要な範囲の複製をすることがあります。
- (6) 提出書類は、申請書の審査及び契約手続き以外の目的で使用しません。ただし、福岡市情報公開条例第7条に定める非公開情報（個人情報や法人の利益を害するおそれがある情報など）を除き、情報公開の対象になります。

1 3 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがあります。

1 4 契約

(1) 福岡市は、最優秀提案者と提案内容をもとに最終的な仕様を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行います。なお、契約締結に至らない場合は、評価の高い順に次点候補者と業務委託契約手続きのための協議を行います。

(2) 契約に当たって、契約予定者は契約日までに契約保証金（契約金額の10%以上）を福岡市に納付する必要があります。

※福岡市契約事務規則第25条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部が免除されます。

15 添付資料

- (1) 仕様書
- (2) 質問書（様式第2号）
- (3) 提案競技参加申請書（様式第1-1号）
- (4) 委任状（様式第1-2号）
- (5) 誓約書（様式第1-3号）
- (6) 役員名簿（様式第1-4号）
- (7) 個人用財務諸表（様式第1-5号）
- (8) 提案競技参加辞退届（様式第3号）
- (9) 同種又は類似業務の実績表（様式第4号）
- (10) 提案競技評価表
- (11) 子育て支援員研修実施要綱（参考資料）
- (12) 多様な保育研修事業実施要綱 別添4（参考資料）
- (13) 個人情報・情報資産取扱特記事項（参考資料）

16 提出及び連絡先

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1 福岡市役所13階

福岡市こども未来局子育て支援部指導監査課 担当：樋口、瀬尾

電話番号：092-711-4262（直通）

電子メール：hoiku_submit_4@city.fukuoka.lg.jp

※郵送の場合は特定記録又は簡易書留とすること。FAXによるものは不可。